

令和5年度
サステナブル建築物等先導事業
(気候風土適応型)

募 集 要 領

< 第1回受付 >

令和5年4月

提案応募及び補助金を受給される皆様へ

本事業は、公的資金を財源とした補助金を交付するものであり、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、補助事業等に係る虚偽や不正行為に対しては厳正に対処します。従って、本事業において提案応募をされる方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」と併せて、以下の点についても十分にご理解された上で、提案応募及び補助金の受給に関する手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

本事業の募集要領や採択後に通知する補助金交付の手続きに関する規程・マニュアル等で定められる義務が果たされないときは、改善のための指導を行うとともに、重大な事態に至れば補助金の交付の決定を取り消す場合があります。

- 1 提案応募者及び補助金交付申請者が提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述、事実と異なる内容の記載を行わないでください。
- 2 国土交通省及び補助金交付の事務事業者から資料の提出や修正を指示された際は、速やかに対応してください。適切な対応をいただけない場合、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- 3 補助事業等の適正かつ円滑な実施のため、その実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 4 補助事業等に係る不正行為、重大な誤り等が認められた場合、当該補助事業等に係る補助金の交付の決定を取り消すとともに、すでに補助金が交付されている場合は、その全部又は一部を返還していただきます。
- 5 補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）」の第 29 条から第 32 条において、刑事罰等を科す旨規定されています。
- 6 原則、採択又は交付決定した事業内容からの変更は、認めません。
- 7 補助事業等に関する資料（提案応募及び交付申請に関する書類、並びにその他経理に関する帳簿、全ての証拠書類）等は、補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間、保存していただく必要があります。
- 8 補助金で取得し、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊しすることをいう。）しようとするときは、事前に処分内容等について、大臣の承認を受けなければなりません。
- 9 事業完了後も、本事業の募集要領に規定するエネルギー使用量等の報告や適正な財産管理、補助事業の表示などが必要です。

目 次

令和5年度第1回募集における主な変更点	変更-1
1 事業の概要	1
1.1 事業の趣旨	1
1.2 公募期間	1
1.3 事業登録	1
2 事業の内容	1
2.1 事業の要件	1
2.2 評価にあたっての考え方	3
2.3 対象事業者	4
2.4 補助額	4
2.5 提出方法	5
2.6 提出書類	5
2.7 提出先、問い合わせ先、資料の配布	7
2.8 留意事項	8
2.9 複数年度にわたる事業に対する補助	8
3 事業の実施方法	9
3.1 手続き	10
3.2 審査	10
3.2.1 審査手順	10
3.2.2 審査結果	10
3.3 補助金交付	11
3.3.1 交付申請	11
3.3.2 申請の制限	12
3.3.3 交付決定	12
3.3.4 補助事業の計画変更について	12
3.3.5 完了実績報告及び額の確定について	13
3.3.6 複数年度にわたる事業の場合	13
3.4 事業中及び事業完了後の留意点	14
3.4.1 取得財産の管理等について	14
3.4.2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について	14
3.4.3 実績の報告	14
3.4.4 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力	14
3.4.5 情報提供	15
3.4.6 その他	15
4 情報の取り扱い等について	15
4.1 情報の公開・活用について	15
4.2 個人情報の利用目的	16

別 添 様 式

＜サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型） 様式 1 ～ 5 等 記入例＞ ― 記入-1

参 考 資 料

＜提案申請書の作成要領及びチェックリスト＞----- チェック-1

＜提案募集に関するQ & A＞----- QA-1

サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）
令和５年度第１回募集における主な変更点

【令和５年度第１回募集における主な変更点 等】

- ① 事業の要件 _____ p. 2等
2. 1 ③評価手法整備に必要なデータ提供に協力することに関する要件を変更しました。
- ⑤プロジェクトの立地は、「土砂災害特別警戒区域」に該当しないことに関する要件を変更しました。
- ⑥新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、都市再生特別措置法第 88 条第 5 項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第 3 項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないことに関する要件を変更しました。

【令和４年度第２回募集における主な変更点 等】

- ① 事業の要件 _____ p. 2等
2. 1 ④年度内に事業に着手するものであることに関する要件を変更しました。
- ② 提出方法 _____ p. 4等
- 電子メールを用いての提出方法に変更しました。
- ③ 事業中及び事業完了後の留意点 _____ p. 14等
3. 4. 3 実績の報告期間を変更しました。
- ④ 提案申請書 _____ 様式 2
- 工事請負契約の有無を追加しました。
- 建築確認不要地域の確認欄を追加しました。

1. 事業の概要

1. 1 事業の趣旨

サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）（以下、「本事業」という。）は、地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による低炭素化に係る先導的な技術の普及啓発に寄与するリーディングプロジェクトを広く民間等から提案を募り、支援を行う事により総合的な観点からサステナブルな社会の形成を図ることを目的にしております。この観点から、本事業では、地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を応用しつつも、省エネルギー化の工夫や現行基準での評価が難しい環境負荷低減対策等を図ることにより、低炭素住宅又は長期優良住宅と同程度に良質なモデル的住宅を実現する事業計画（プロジェクト）の提案を公募し、そのうち上記の目的に適う優れた事業提案に対し、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用の一部を補助します。

1. 2 公募期間

令和5年4月24日（月）～ 令和5年6月2日（金）消印有効

1. 3 事業登録

応募にあたり、本事業のホームページにて、下記のとおり事業登録をしてください。

【 ホームページ: https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo/kikouhuudo_2023_oubo.html 】

（1）事業登録期間

令和5年4月24日（月）～ 令和5年5月26日（金）

（2）留意点

- ・ 事業登録のみでは正式な応募とはなりません。 2. 5に記載のとおり、必要書類を揃えて、応募書類等を提出してください。
- ・ 事業登録には、電子メールのアドレス登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。
※電子メールアドレスがない場合などは、ご相談ください。

2. 事業の内容

2. 1 事業の要件

本事業の補助の対象となる住宅は、次の①～⑥の全ての要件に該当する新築の住宅であることが必要です。

① 地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を活用していること。

地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術については、「気候風土適応住宅」の解説（令和3年3月発行）をもとにした「地域の気候風土への適応の申告書（様式4-1、参考様式4-2-1、4-2-2）」に基づいて、有識者による評価委員会により評価を行います。

なお、8地域においては、地域の気候風土に応じたRC造住宅も含まれます。

② 現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策等によりCO₂の削減等に寄与する住宅であること。

現行の省エネルギー基準では評価が難しい環境負荷低減対策については、「環境負荷低減対策の申告書（様式5-1、参考様式5-2）」に記載の内容に基づいて、有識者による評価委員会により評価を行います。

③ 評価手法整備に必要なデータ提供に協力すること。

住宅完成後、原則3年間についてのエネルギー使用量の報告及び室内外の温度・湿度測定機器設置に協力をさせていただきます。

④ 採択年度内に事業に着手するものであること。

原則として、採択を受けた年度中に補助対象費用を含む契約の締結、又は建築工事に着手するものを対象とします。いずれの場合においても採択後に着手する必要があります。（参考資料 提案募集に関するQ&Aもあわせてご覧ください）

なお、次のプロジェクト等は募集の対象になりません（採択後にこれらに該当することが判明した場合は採択が取り消されます。）。

※1 設計のみでその後の整備を伴わないもの

※2 具体の実施体制が確保されていないアイデアのみの提案や事業を実施する予定のない評価のみを目的としたもの

⑤ プロジェクトの立地は、「土砂災害特別警戒区域」に該当しないこと。

災害リスクの高い区域（※）における立地抑制を図る観点から、災害リスクの高い区域における住宅の新築を原則補助対象外とします。

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域をいう。

⑥ 新築する住宅を提案するプロジェクトの立地は、都市再生特別措置法第88条第5項の規定により、当該住宅に係る届出をした者が同条第3項の規定による勧告に従わなかった旨の公表がされていないこと。

「都市再生特別措置法第88条第5項の規定」とは、「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外の区域」かつ「災害レッドゾーン（災害危険区域、地すべり防止区域、

土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域)内」で建設されたもののうち、一定の規模以上(3戸以上又は1戸もしくは2戸で規模が1,000㎡以上)の開発によるもので、都市再生特別措置法第88条第3項に基づき適正なものとするために行われる市町村長の勧告に従わなかった場合、その旨が市町村長により公表できることとされている規定。

(注1) 「① 地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を活用していること。」について対象となる住宅は、寒冷・温暖地域においては木造住宅、8地域においては木造住宅に加えRC造住宅も含むものとしました。

(注2) 提案申請に当たっては、省エネルギー性能自己評価を国立研究開発法人建築研究所の「エネルギー消費性能計算プログラム(気候風土適応住宅)」により行い、その結果を様式3に記載して下さい。

(注3) 本事業の補助対象となる木造住宅は、主要構造部（建築基準法第2条第5号の定義による）が木造のものとします（いわゆる在来工法、枠組壁工法、丸太組構法等）。

本事業の主旨に鑑み、建築基準法に規定する型式部材等の製造者としての認証を受けた者により製造されたもの（いわゆるプレハブ住宅等）は本事業の補助対象とはなりません。

(注4) 採択された年度を含めて原則2年以内に完了する事業を対象とします。

(注5) 採択後にお知らせする期限までに、補助金交付申請を行う必要があります。

2. 2 評価にあたっての考え方

以下に掲げる項目に対応する取り組みを提案するものについては重点的に評価します。

- 地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術をより効果的に活用しているものを評価します。

※「様式・形態・空間構成」「構工法」「材料・生産体制」「景観形成」「住まい方」等の全般にわたる取り組みがあること。

※意匠・デザインのレベルにとどまっているもの、断熱性能の確保が困難なものには当たらないと判断したものについては評価されません。

- 地域の気候風土に応じた伝統的な建築技術を活用した環境負荷低減対策によりCO₂の削減等が低炭素住宅又は長期優良住宅と同程度のものを評価します。

※計画内容が室内温熱環境を低減するとまでは言えないと判断したものについては評価されません。

- 住宅性能表示制度における耐震性能、劣化対策、維持管理対策について長期優良住宅の性能を有するものを評価します。

※上記の省エネ性能以外の性能に着目した取り組みについて評価を希望する場合は、（様式3）のうち「13. 住宅性能表示自己評価結果」欄に自己評価結果を記載してください。

※採択された場合は、補助金交付申請時に設計住宅性能評価書を提出して頂きます。

2. 3 対象事業者

（1）提案者

本補助金の交付を受けて事業を行う、次に掲げる者が本事業の提案者となります。

- ・ 地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先導的な技術を導入する建築主等（民間事業者等）
- ・ 建築主と一体・連携して地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先導的な技術を導入する者等

（2）補助を受ける者

本事業の補助を受ける者は地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫等による先導的な技術を導入する建築主等となります。

原則、提案者と補助を受ける者は同一者としします。ただし、特段の理由があり、補助を受ける者の合意がある場合、補助を受ける者でない者が事務代行者として申請書を作成し応募することも可能です。

2. 4 補助額

補助金の額は、以下のとおりです。

採択された住宅の建設工事費のうち、地域の気候風土に応じた住宅の建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術を導入した場合の工事費と、当該建築技術・工夫による低炭素化に係る先導的な技術を導入しない場合の工事費の差額（以下、「掛かり増し費用相当額」という。）の1／2以内の額のうち、国土交通省が認める費用を対象とします。ただし、掛かり増し費用相当額の1／2以内の額の算定に当たっては、補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を限度額とします。

なお、補助対象となる部分の建設工事費全体に計上できる工事費は、主体工事費、屋内電気設備工事費、屋内ガス設備工事費、屋内給排水設備工事費、基礎工事費となります。（詳細はp. 17の別表1を参照のこと）

（参考資料 提案募集に関するQ & Aもあわせてご覧ください）

（注1）建設工事費として該当しないもの

設計費、建築確認申請費、既存建築物の解体費、外構工事費、屋外附帯工

事費、家具調度品費、各負担金等は補助金交付の対象となりません。

2. 5 提出方法

提案をしようとする者は、事業登録期間中に事業登録の上、提出書類一覧表に従い、応募書類等のデータ一式を電子メールで提出してください。

※募集書類の送付先や注意事項は2. 7を参照してください。

2. 6 提出書類

提案をしようとする者は、受付期間中に提出書類一覧表に従い、必要部数を揃えて提出してください。募集要領、応募様式は下記ホームページからダウンロードして下さい。

【 ホームページ：<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo/index.html> 】

< 注意事項 >

- 1) 使用するフォントについては、一般的に用いないものは使用しないでください。
- 2) 応募書類・応募図書が、募集要領に従っていない場合や不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。

提出書類一覧表

区分	書類名		必要部数
1 応募書類	① 提案申請書	様式1	1部
	② 提案概要 ※1	様式2	
	③ 住宅概要	様式3	
	④ 地域の気候風土への適応の申告書 (その1 採用している要素)	様式4-1	
	⑤ 地域の気候風土への適応の申告書 (その2-1 気候風土(自然)の特徴・要素との関係)	参考様式 4-2-1	
	⑥ 地域の気候風土への適応の申告書 (その2-2 気候風土(文化・技術の継承等)の特徴・要素との関係)	参考様式 4-2-2	
	⑦ 環境負荷低減対策の申告書 (その1 採用している要素)	様式5-1	
	⑧ 環境負荷低減対策の申告書 (その2 対策の内容と環境負荷低減の効果)	参考様式 5-2	
	⑨ 委任状	任意様式	
	⑩ 見積明細書等 (建築工事費全体が確認できるもの)	任意様式	

2 応募図書	⑪ 案内図	任意縮尺	1 部
	⑫ 配置図	任意縮尺	
	⑬ 仕上表	任意縮尺	
	⑭ 面積表	任意縮尺	
	⑮ 各階平面図（レベルを記載）	1／50 程度	
	⑯ 立面図	1／100 程度	
	⑰ 断面図	任意縮尺	
	⑱ 矩計図	任意縮尺	
	⑲「気候風土への適応の申告書」（参考様式4-2-1、4-2-2）、「環境負荷低減対策の申告書」（参考様式5-2）関連図書等（⑪～⑱以外に関連する資料、写真等）	任意縮尺	
3 関連資料 （性能値の 根拠資料）	⑳ 一次エネルギー消費量計算結果「気候風土適応住宅版」 ※2	PDF 出力結果	1 部
	㉑ 外皮に関する性能一覧	別紙 1	
	㉒ 外皮性能計算書 一式 ※3	各種プログラム	
	㉓ 外皮に関する性能一覧に伴うカタログ等の写し ・断熱材 ・開口部 アルミサッシ：シリーズ、性能値 木製(造作)：建具表、性能値	任意様式 (PDF)	
	㉔ 「一次エネルギー消費量計算結果」の設備性能（メーカー名・製品名・型番・性能値）を確認できる仕様書又はカタログ等の写し ・暖冷房機器 ・換気設備 ・給湯設備 等	任意様式 (PDF)	

※1 提案するプロジェクトのアピールポイントをパースや断面図等でわかりやすい内容として提出してください。なお、提出いただくパースや断面図等の資料は、採択後に、プレス発表等で使用することがありますので、使用を承諾いただける内容としてください。

※2 「一次エネルギー消費量計算結果」について、計算書を入力するために作成した「一次エネルギーの床面積」の根拠資料を提出してください。

- ・平面図等：「主たる居室」「その他の居室」「非居室」がわかるように色分け等をし、それぞれの床面積及び算定根拠を記載してください。

※3 「外皮計算書」は、計算書を入力するために作成した資料等全てを提出してください。

- ・平成28年基準対応の外皮性能計算シート
- ・部位の熱貫流率（U 値）計算シート
- ・各部位の仕様は「仕上表」及び「矩計図」等に図示し、算定内容と整合させてください。
- ・土間床等の線熱貫流率（ Ψ 値）計算シート
- ・外壁面積、妻壁等：立面図等に断熱施工範囲（熱的境界部）、寸法等を図示し、外壁面積の算定根拠を記載してください。
- ・天井／屋根、床等：平面図等に各断熱施工範囲、寸法を図示し、算定根拠を記載してください。

2. 7 提出先、問い合わせ先、資料の配布

質問・相談については、原則として、電子メールでお願いします。

下記に記載のホームページから募集要領・応募様式をダウンロードすることが可能です。

（応募書類の送付先・問い合わせ先）

一般社団法人 環境共生住宅推進協議会（kkj）
サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価・審査室

〒162-0824

東京都新宿区揚場町2番21号 東ビル6階

メールアドレス：kikou@kkj.or.jp
info-kikou@kkj.or.jp

ホームページ：<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo/index.html>

（募集要領・応募様式のダウンロード可能）

電話番号：03-5579-8757

FAX：03-6457-5995

< 注意事項 >

送付に当たっては文章の真正性・確実な送付を担保するため、提出の際は以下の点に注意してください。

＜電子メールを用いて提出する場合＞

- ・必ず事業者と提案者などの複数名含めた送受信としてください。なお、審査室へ送付する際は、上記2つのメールアドレス宛に次の文面のメールを送付してください。

件名：**【事業者名】** 交付申請書の正式提出

本文：添付したファイルの通り交付申請書を正式に提出します。

※添付ファイルの容量は20メガバイトを超えないようにしてください。

- ・書類の押印は不要です。
- ・ファイルを受け取りましたら受領した旨をお伝えします。
- ・やり取りを行ったメールの保存を行ってください。なお、保存期間は、補助金を受領した年度から5カ年度間です。

2. 8 留意事項

（1）消費税について

消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象費用は、消費税等を除いた額としてください。

（2）他の補助金等との併用について

他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりませんが、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合で、他の補助事業の対象部分を除く部分については補助対象とすることができます。他の補助金の対象となっている場合、又は申請を行っている若しくは申請を行う予定がある場合は、補助対象となる部分を明確に切り分けて申請する必要があります。

2. 9 複数年度にわたる事業に対する補助

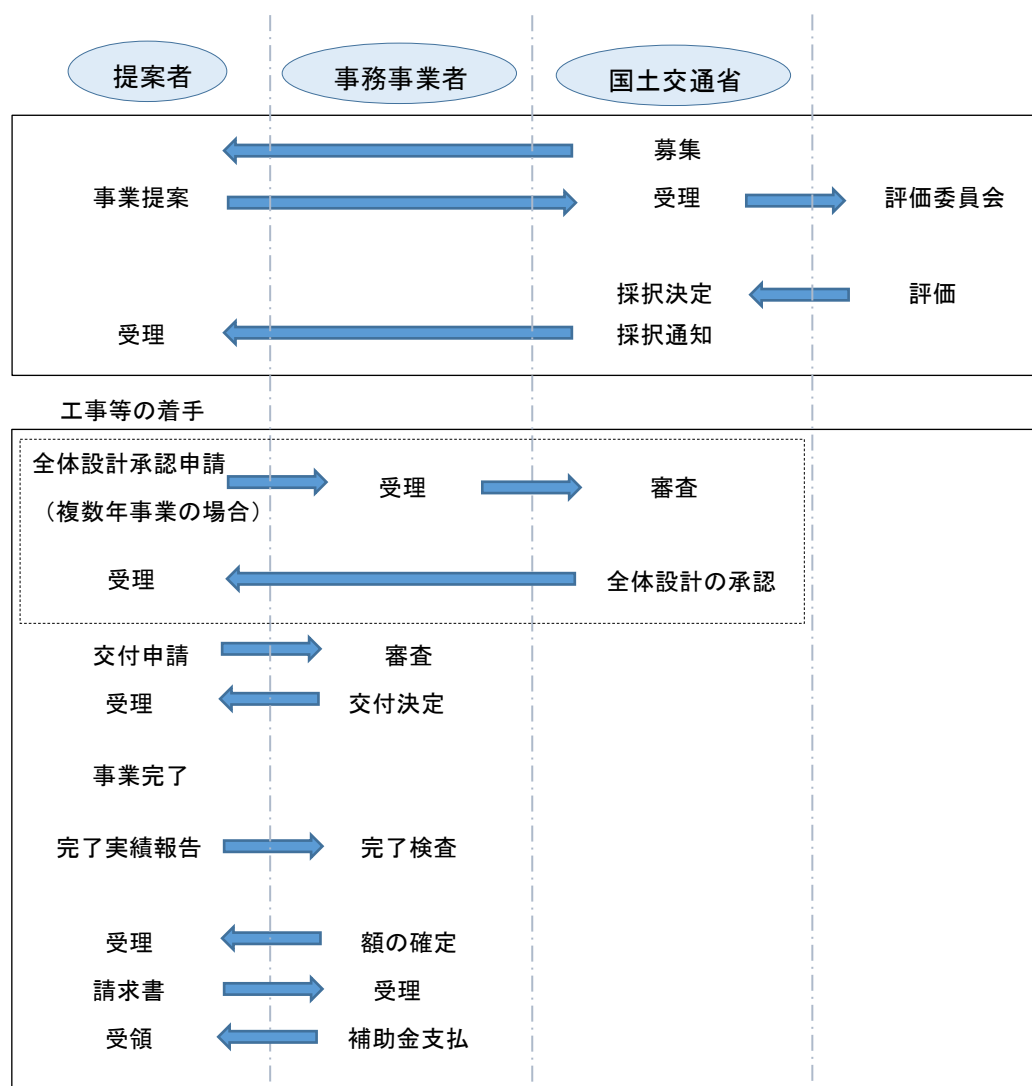
複数年度にわたる事業については、採択後、交付申請前に各年度の事業計画を定める「全体設計承認申請書」を提出していただきます。原則として補助対象部分についての出来高に応じた支払いが完了するものについて、各年度に補助を行います。

次年度以降の工事分については、次年度以降の予算の状況によるため確定することはできませんが、予算の範囲内で優先的に補助金を交付することとなります。従って、採択をもって次年度以降の補助金交付を約束するものではないことにご留意ください。なお、前述のとおり、次年度以降の予算によって、採択通知に記載されている補助限度額の金額が交付できない場合がありますので留意してください。

3. 事業の実施方法

本事業は、提案申請から採択、補助金交付申請から補助金交付の二段階の手続きを経て行われます。提案申請等については、補助を受ける者から委託を受けた者が事務代行者として申請書を作成することも可能です。

※事務代行者として提案申請書等を作成する場合は、補助を受ける者が作成し事務代行者に対して提出した委任状が必要となります。



3. 1 手続き

(1) 提案申請

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募のあった提案について3. 2のとおり、評価委員会の評価をもとにした報告を受けて、国土交通省が採択事業を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、定められた時期に交付申請を行うとともに、事業終了時に完了実績報告を行っていただく必要があります。

※採択以後の手続き～補助金支払いの手続きについては、事務事業者（一般社団法人環境共生住宅推進協議会）が窓口となって行います。

3. 2 審査

3. 2. 1 審査手順

提案内容の評価は、学識経験者等からなる「サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）評価委員会」において行われます。また、専門的検討を行うため、専門委員会を設けます。

評価の公平性、中立性の確保の観点から、委員及び専門委員（以下、「委員等」という）の評価業務について以下の制限を行います。

- ・委員等は、提案（共同提案を含む。）を行うことはできません。
- ・委員等は、委員等本人と関係を有する企業、団体等が行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。
- ・委員等は、委員等本人又は委員等本人と関係を有する企業・団体等が、業務としてコンサルティング又はアドバイス等を行った提案を評価する場合、当該評価に関わることはできません。

委員等の議事録については非公開とし、審査に関する問合せには応じませんので、あらかじめご了承ください。

審査にあたっては、応募の要件を満たしているか等について審査するとともに、応募書類の内容について書面審査、評価します。

申請書の内容等に不明確な部分がある場合などには追加説明書の提出を求めることがあります。この追加説明書の提出が、期日までに行われない場合には審査の対象外となる場合があります。

3. 2. 2 審査結果

評価委員会の評価を受けて、国土交通省が採択事業を決定し、提案者に通知します。

補助対象となる住宅は、採択日以降に事業に着手することになっています。これに違反した場合は採択が取り消されることがあります。

なお、本補助事業で採択を受ける事と、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省

令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）附則第2条における、地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準に適合するもの（以下「気候風土適応住宅」という。）とは異なりますので、ご注意ください。

「気候風土適応住宅」の要件については、「地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより同令第一条第一項第二号イに適合させることが困難であるものとして国土交通大臣が定める基準（令和元年国土交通省告示第786号）において規定されているほか、所管行政庁がその地域の自然的社会的条件の特殊性に応じて追加の要件を定めている場合がありますので、住宅の所在する所管行政庁にご確認ください。

3. 3 補助金交付

審査結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

なお、各手続きは採択後にお知らせする期限までに行う必要がありますので、ご注意ください。

3. 3. 1 交付申請

交付申請は採択後に配布される交付申請等マニュアルにより定められた期間に行っていただきます。この交付申請がなされないと審査において採択された事業であっても補助金の交付がされませんのでご注意ください。

なお、提案者が以下の（1）～（3）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、価格の妥当性を確認するため、3者以上からの見積り結果の添付を求めます。

3者以上からの見積り結果の添付を求める対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

（1）100%同一の資本に属するグループ企業

（2）補助金の交付の申請をしようとする者の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項で定めるもの。前号に定める者を除く。）

（3）補助金の交付の申請をしようとする者の役員（親族を含む）である者又はこれらの者が役員に就任している法人

※補助金交付申請時に補助事業施工業者等に関する宣誓書を提出いただきます。

交付申請等に当たっては、建築士により提案の内容と整備される住宅の設計が整合していること等を確認し、その旨を証明する書類を添付し、この内容について、補助金交付の事務事業者の確認を受けていただく必要があります。こうした採択後の手続きにお

いて、建築士は確認内容に責任を持ち、不正があった場合は、建築士法に基づき処分を行うことがあることに留意してください。（詳細は採択後にお知らせします。）

3. 3. 2 申請の制限

以下の事案に該当する場合は、申請が制限されます。申請時に該当する事案の有無等について、それぞれ確認書を提出していただきます。

- （1）過去3カ年度内に国土交通省住宅局所管補助金において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還を求められたことがある者等（団体含む）は、本補助金への申請が原則として制限されます。
- （2）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者、不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団もしくは暴力団員を利用している者、資金等の供給もしくは便宜の供給等により直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者、または暴力団もしくは暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者の本補助金への申請が制限されます。

3. 3. 3 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱（3. 4. 6に記載）及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

3. 3. 4 補助事業の計画変更について

補助を受ける者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、事務事業者の承認を得る必要があります。

- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、計画内容に変更があり採択された住宅と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。

また、計画変更により、「2.1 事業の要件」や採択時に評価された内容に本事業の要件を満たさなくなる住宅については、交付決定を取り消すこととなりますので、ご注意ください。なお、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

3. 3. 5 完了実績報告及び額の確定について

補助を受ける者は、補助事業が完了したときは、採択時に別に指定する手続きに従い「完了実績報告書」を提出していただく必要があります。

事務事業者は、「完了実績報告書」を受理した後、交付申請の内容に沿って実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。また、「完了実績報告書」とあわせて、補助対象部分の支払いを証明する書類（工事契約書、領収書及び送金伝票等 ※1）等の提出を求めます。

支払いは、建築主に指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

※1 送金伝票等とは、金融機関等の第三者を通じた支払いが確認できる通帳、振込受付書、振込明細書、インターネットバンキング等の写しをいいます。

3. 3. 6 複数年にわたる事業の場合

複数年にわたる事業の場合には、交付申請の前に「全体設計承認申請書」を提出し、予め各年度の事業計画の承認を受ける必要があります。

その他、以下の点に留意してください。

- (1) 採択後に承認を受けた事業計画に従い、3. 3. 1～3. 3. 4に準じて、初年度の交付申請を行ってください。
- (2) 次年度以降については、改めて評価委員会の評価を受ける必要はありません。
また、工事等を継続することが可能ですが、承認を受けた事業計画に沿って、毎年交付申請を行う必要があります。
- (3) 事業計画を途中で変更しようとする場合には、速やかに協議を行っていただく必要があります。

3. 4 事業中及び事業完了後の留意点

3. 4. 1 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、取得価格及び効用の増加した価格が単価 50 万円以上のものについては、補助事業完了後 10 年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）において耐用年数が 10 年未満のものにあつてはその耐用年数の間）は大臣の承認なく、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、または取壊しすることはできません。ただし、補助を受けた者や住宅所有者が本事業により工事を行った住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除きます。

なお、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

3. 4. 2 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ① 適正化法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律）第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- ② 適正化法第 29 条から第 32 条までの規定による罰則。
- ③ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

3. 4. 3 実績の報告

補助を受けた者は、住宅完成後、原則 3 年間についてのエネルギー使用量の報告及び室内外の温度・湿度測定機器設置をしていただきます。なお、必要に応じデータ提供の協力について相談させていただくことがあります。

3. 4. 4 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、補助期間終了後、地域の気候風土に応じた環境負荷低減化に関する調査・評価のために、事後のアンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

3. 4. 5 情報提供

補助を受けた住宅は、地域の気候風土に応じた住宅の普及・促進のために、パンフレット、ホームページ等を活用し、情報提供に努めていただきます。

3. 4. 6 その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年内閣府・建設省令第9号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について（平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取り扱いについて（平成20年12月22日付け国住総第67号住宅局通知）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成22年4月1日付け国住生第9号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 情報の取り扱い等について

4. 1 情報の公開・活用について

（1）プレス発表等について

採択された住宅については、住宅の名称、提案者名、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

（2）事業成果等の公表

普及促進を目的に地域の気候風土に応じた住宅について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、当該建築主等の財産上の利益、

競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該建築主等が申し出た場合は原則公開しません。

4. 2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

なお、本事業において、交付決定の取り消しに相当する理由で補助金の返還が生じた場合には、本申請にかかる個人情報について他省庁・独立行政法人を含む他の補助金担当課に当該返還事案の概要（申請者名、交付決定額・補助事業の実施期間・返還を生じた理由・講じられた措置の内容等）を提供することがあります。

別表1：補助対象となる部分の建設工事費全体に計上できる工事費の詳細

① 補助対象となる建設工事費

科 目	説 明	
建築工事費	主体工事費 （設備工事費を含む）	建築主体の工事に要する費用をいう。但し、建築主体と分離して設けられる受水槽、煙突その他これらに類する工作物の設置工事に要する費用を除く。
	屋内電気設備工事費	屋内の電気その他の配線工事及び器具（配電盤を含む）の取付けに要する費用をいう。
	屋内ガス設備工事費	屋内のガス設備の設置工事に要する費用をいう。
	屋内給排水設備工事費	屋内の給水配管工事、排水配管工事（建築物外の第1枡及びそれに至る部分の工事を含む。）及び衛生器具の取付けに要する費用をいう。
基礎工事費	基礎工事に要する費用をいう。※地盤改良は補助対象外	

② 補助対象とならない建設工事費

科 目	説 明	
屋外附帯工事費	電気設備工事費	屋外の電気その他配線工事、変電設備工事、街灯工事（敷地内のものに限る。）及び避雷針工事に要する費用のうち建築主において負担する費用をいう。
	ガス設備工事費	屋外のガス設備の設備工事に要する費用のうち建築主において負担する費用をいう。
	給水設備工事費	公共水道又は井戸から建築物に至る給水設備（受水槽及びポンプ設備を含む。）の設置工事及びさく井工事に要する費用のうち建築主において負担する費用をいう。
	排水設備工事費	敷地内の汚水及び雨水を敷地外に誘導する設備の設置工事に要する費用のうち建築主において負担する費用をいう。
	消火栓設備工事費	一般の給水設備と別系統に配管された消火栓の設備の設置工事に要する費用をいう。但し、ホース、ノズル等消火器具の設置に要する費用を除く。
	汚物処理設備工事費	浄化槽その他汚物処理に必要な設備の設置工事に要する費用をいう。
外構工事費	敷地構成及び道路構成工事費	敷地内の整地工事、擁壁工事、団地内道路（通路を含む。）の路盤構築及び舗装並びに側溝工事に要する費用をいう。
	植栽及び造園工事費	敷地内の植栽工事及び造園工事（団地内障壁設置工事を含む。）に要する費用をいう。
	物置及び自転車置場設置工事費	敷地内の物置及び自転車置場の設置工事に要する費用をいう。

提案申請書様式

～気候風土適応型～

< 記入例 >

令和 5 年 ○○ 月 ○○ 日

書類作成日を記載してください。

国土交通大臣 斉藤 鉄夫 殿

サステナブル建築物等先導事業
(気候風土適応型)
提案申請書

令和5年度(第1回)

以下の内容により、サステナブル建築物等先導事業(気候風土適応型)の
提案を申請します。

申請する住宅の名称を記載してください。

ふりがな きこうふうどのいえ
住宅の名称 : 気候風土の家
(プロジェクト名)

連名の場合は、全ての建築主名を記載してください。
住宅所有者が法人の場合は、法人名とその代表者名の記載をしてください。

提案者(建築主)
氏名又は名称 共生 太郎

令和5年度 サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）

例一 提 要

提 案 概 要

住宅の名称（プロジェクト名）		気候風土の家	様式1を記載すると、自動入力されます。
1 提案者 (建築主)	ふりがな	きょうせい たろう	
	氏名又は名称	共生 太郎	
	現住所	東京都新宿区神楽坂2-××	
	e-mail（注1）	kyosei@xxx.or.jp	
2 申請代理人 (事務代行者)	ふりがな	かぶしきがいしゃ □□じ	
	会社名称	株式会社 □□住宅	
	代表者氏名	代表取締役 ○○ ○○	
	過年度の申請状況	有 ※採択を受けた経験がある場合、 採択年度-回数を記入ください	R2-2
3 事務代行者の 連絡先	ふりがな	△△ ▽▽	
	担当者氏名	△△ ▽▽	
	所属・役職名	設計課 ・ 課長	
	住所	〒 000-0000	
	(都道府県から ご記入ください)	○○○県○○○市××××	
	電話	00-0000-0000	
	e-mail	kankyou@xxx.or.jp	
4 工事期間	令和 4 年 10 月 ～ 令和 5 年 12 月		
5 工事費	工事費（注2）	26,585,000 円	工事請負契約 無
6 他の補助金 有・無	無	※名称	事業費(請負予定金額(受注予定総額)から補助対象外費用を除いた金額を記載してください。 (注1参照)
7 立地区域等の確認	■ 土砂災害特別警戒区域に該当しない	■ 建築確認不要地域	
8-1 住宅の提案概要 (箇条書きで 記入ください) 申請する事業 の概要を簡 潔に記載して ください。 記入例に記 載されている 内容は必ず しも採用され るものではあ りません。	A. 全体の概要（プロジェクトのアピールポイント（注4））		
	1	土塗壁による木造軸組工法による○○○の構造耐力の向上	
	2	○○○により・・・	
	3		
	B. 地域の気候風土への適応の申告（注5）		
	1	多層構成建具、○○○・・・などの対策や暮らし方などを設置している。	
	2	地域の気候を配慮し冬は日射熱を取り込み、夏は○○○・・・などの工夫をする取り組み。	
	3	地場にある○○○を多く利用し、・・・○○○を活かし○○○を図った。	
	C. 地域の気候風土に応じた環境負荷低減対策の申告（注6）		
	1	床材、○○材等、・・・に努め、○○○の低減をへらす	
2	外壁（土塗の側）・○○・・・等の○○○を施し		
3	○○○により・・・を取り入れ地域の気候風土に対		
8-2 地域の提案概要	D. 地域における生産体制への参画・継承に取組む連携体制（グループ等）の有無 無		
※有の場合、連携体制の名称 及び 具体的な内容を参考様式4-2-2に記載してください			

(注1) 登録いただいた電子メールアドレスは、事務連絡や採択通知書（PDF）送付などに使用させていただきます。

(注2) 建設工事費には、設計費、建築確認申請費、既存建物の解体費、外構工事費、屋外附帯工事費、家具調品費、各負担金等は含まれません。

(注3) 補助金額は掛かり増し費用相当額の1/2以内の額とします。ただし、補助対象となる部分の建設工事費全体の10%以内又は戸あたり100万円のうち少ない金額を限度額とします。

(注4) 提案する住宅の全体の概要であるプロジェクトのアピールポイントをパースや断面図等でわかりやすい内容として提出してください。

(注5) B. 地域の気候風土への適応の申告は（参考様式4-2-1、参考様式4-2-2）に詳細を記載してください。

(注6) C. 地域の気候風土に応じた環境負荷低減対策の申告は（参考様式5-2）に詳細を記載してください。

住宅概要

住宅の名称（プロジェクト名）		気候風土の家		申請する住宅の「建設地」を都道府県名から記載してください。	
9 住宅	建設地	都道府県	市区町村	以下地名地番	
		〇〇〇県	〇〇〇市	大字〇〇1111番地1号	
10 設計者	ふりがな	かぶしきがいしゃ きょうせいじゅうたく			
	会社名称	株式会社 共生住宅			
	代表者氏名	代表取締役 〇〇 〇〇			
	住所	〇〇〇県〇〇〇市X X X X X X-X X X X			
	過年度の申請状況	有 ※採択を受けた経験がある場合、採択年度-回数を記入ください R2-2			
11 施工者	ふりがな	かぶしきがいしゃ			
	会社名称	株式会社 共			
12	代表者氏名	代表取締役			
	住所	〇〇〇県〇〇〇市X X X X X X-X X X X			
	過年度の申請状況	有 ※採択を受けた経験がある場合、採択年度-回数を記入ください R1-2			
	延べ床面積	130.33㎡	建築面積	128.00㎡	
	1階面積	85.00㎡	2階床面積	45.33㎡	3階床面積
13 省エネルギー性能自己評価結果（※1）	最高の高さ	8,500mm			
	階数・構造	地上 2階			
	構造計算規定	限界耐力計算（令82条の5）			
	計算時期	計算中			
14 住宅性能表示自己評価結果（※2）	地域区分	b 地域			
	外皮平均熱貫流率（U _A ）	0.56 [W/(㎡・K)]			
	冷房期の平均日射熱取得率（η _{AC} ）	2.8			
	一次エネルギー消費量 気候風土適応住宅版	建築物省エネ法 BEI	設計一次エネルギー消費量 BEI	79.6 [GJ/(戸・年)]	
設備計画の考え方・概要	暖房計画	主要居室はエアコンによる間歇暖房、その他居室はストーブ・主灯による間歇暖房			
	冷房計画	基本、通風、夜間換気等に対応。居間上部：エアコン、その他居室局所換気以外は設置しない			
	換気計画	居室等：換気装置なし、台所・便所：機械換気			
	給湯計画	参考様式5-2 に記載			
	節水計画	計画中（契約までに提案・確定の予定）			
	照明計画	居室等：LEDによる分散照明			
	その他				
14 住宅性能表示自己評価結果（※2）	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）【等級2以上】	等級2			
	劣化対策等級（構造躯体等）【等級3以上】	等級3			
	維持管理対策等級（専用配管）【等級3以上】	等級3			

（注1）8 1.0は必要記載、0.0は任意記載

（注2）

（※1）住宅性能表示を取得し評価を希望する場合、申告の有無を「プルダウン」より選択してください。

（※2）住宅性能表示制度における耐震性能、劣化対策、維持管理対策について、長期優良住宅の性能を有する場合で評価を希望する場合は自己評価結果を記載してください。また、採択された場合は、補助金交付申請時に設計住宅性能評価書を提出して頂きます。なお、耐震等級については、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年2月24日国交省告示第209号（最終改正平成28年2月8日国交省告示第293号））第3 2①に定める基準によることもできます。但し、住宅性能評価機関からの評価を受けて頂きます。

様式1を記載すると、自動入力されます。

(様式4-1)

地域の気候風土への適応の申告書 (その1 採用している要素)

例一提4

下表に掲げる要素のうち、申請住宅が備えているものについて、表の申告欄に○を付けてください。設計図書や資料番号等を記載箇所欄に記載してください。(※を記している要素については、少なくとも一以上に○が付くこと。要素以外で、地域の気候風土への適応に関連すると考えられる要素について記入してください。(行は必要に応じて増やしてください。))

要素リストNoは観点No-要素Noとなります。(例:イ-1、ロ-1等)

気候風土への適応の要素リスト

観点	区分		要素	申告	記載箇所	
(イ) 様式・形態・空間	内部	内部空間	1 続き間（和室と和室）	○	1階平面図	
			2 ※ 縁側			
			3 つちえん(どえん) 土縁			
			4 玄関（風除室）			
			5 高天井			
			6 吹き抜け			
		建具	7 引戸形式の内部建具			
			8 欄間	○	1階平面図	
	内外境界部	屋根・軒	9 深い軒庇	○	立面図	
			10 越屋根			
		開口部	11 大きな窓 （掃出し、連窓、引込み形式、多層構成の建具等）	○	立面図	
			12 地窓			
			13 高窓、天窓	○		立面図
			外部			
	15 中庭等					
	16 屋敷林					
(ロ) 構工法	構造部分	構造部材	1 無垢材である製材の使用	○	矩計図	
			2 断面が大きな構造材の使用	○	矩計図	
			3 部材現し（軸組、床組、たるき、小屋組等）			
			4 ※ 小屋組現し、かつ、野地現し			
		軸組・耐震要素	5 貫・ ^{きいかもい} 差鴨居等の軸組			
			6 ※ 土塗壁	○	仕様書	
			7 板壁（落とし込み板壁等）			
			8 ※ 板壁（落とし込み板壁等）のうち、外壁両側を真壁としたもの			
			9 ※ 土塗壁以外で、外壁両側を真壁としたもの			
			10 ※ 外壁両側を木材現しにしたもの （校倉（あぜくら）、丸太組工法等）			
			11 ※ 開放的な床下（石場建て、足固め等）	○	矩計図	
			12 和小屋組（多重梁）	○		矩計図
		小屋組・軒構法	13 さす構造、たるき構造、登り梁			
			14 ※ せがい造り、はね木（出し梁）			
			15 ※ ^{めんどいた} 面戸板現し			
		接合方式・加工法	16 金物類の非使用			
			17 手刻みによる加工、伝統的な継手仕口	○	矩計図	
	非構造部分 （外部）	屋根	18 瓦屋根	○	立面図	
			19 ※ ^{かやぶき} 茅葺き屋根			
			20 板葺き、樹皮葺き			
			21 荒板による屋根野地			
			22 屋根通気ブロック [遮熱塗装（白色系）等も含む]			

観点	区分		要素	申告	記載箇所
(ロ) 構工法	非構造部分 (外部)	外壁	23 板張り壁	○	立面図
			24 樹皮張り		
			25 がんき 雁木		
			26 高基礎壁		
			27 花ブロック [遮熱塗装（白色系）等も含む]		
		開口部	28 木製建具	○	仕様書
			29 ※ 木製建具のうち、地場で製作されるもの	○	仕様書
			30 ※ 下地窓、無双窓		
			31 雨戸		
			32 紙障子	○	仕様書
	非構造部分 (内部)	内壁、内天井	33 格子		
			34 塗壁（漆喰塗、珪藻土塗）		
			35 板張り壁	○	仕様書
		内部床	36 ※ さわぶち 竿縁天井、あじろ 網代天井、すのこ 簀子天井		
			37 ※ 土間（たたき 三和土）	○	1階平面図
			38 畳（稻わら畳床）	○	1階平面図
			39 床板張り仕上げ		
			40 ※ 床板張り仕上げのうち、下地板を用いず単層床板張りとしたもの		
		建材等	41 自然材料系断熱材	○	仕様書
			42 調湿材		
(ハ) 材料・生産体制	地域材料の使用		43 古色塗り、うるし 漆塗り等		
			1 地域産の木材の使用（構造材等）	○	仕様書
			2 地域産の自然素材の使用（和紙等）	○	仕様書
	地域に根ざした生産・維持管理の体制		3 地域で生産される建材の使用（合板、断熱材等） [コンクリート等も含む]		
			4 技術の伝承	○	資料No.1
			5 地域の住宅生産者が主導する体制		
(ニ) 景観形成	景観の維持・形成		6 地域の大工、建築職人の登用	○	資料No.1
			1 地域に根ざす建物形態・材料の使用		
	緑・生態系の維持		2 周囲と調和・連担した外構、緑化計画		
			3 地域の植生を活用した緑化	○	配置図
(ホ) 住まい方	設備に頼らない暮らし		4 緑の連担による生物の消息環境の保全		
			1 日常生活空間の縮小化		
			2 季節に応じた生活習慣（建具の入れ替え、打ち水、風鈴等）		
			3 季節ごとの衣類の着脱の工夫（冬期の厚着、夏期の薄着等）		
	気象要素を制御・活用する暮らし		4 局所的な採暖器具の利用（いろり 囲炉裏、こたつ 炬燵等）	○	1階平面図
			5 窓・雨戸の開け閉めの励行		
			6 すだれ・よしずの利用	○	立面図
(ヘ) 上記以外の要素			7 雪囲いの利用		
			1		
			2		
			3		
			4		
			5		
			6		
			7		
			8		

注) ※を記している要素は、「気候風土適応住宅」の解説（令和3年3月発行）に、外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例に挙げられるものです。

例一提5

地域の気候風土への適応の申告書
(その2-1 地域の自然的環境との関わり)

様式4-1で○をつけた要素のうち、申請住宅を建設する地域の自然的環境(※1参照)との関わりにおいて採用したものについてお伺いします。下表の(1)に地域の自然的環境の特徴を、(2)に自然的環境との関わりにおいて採用した要素及び採用にあたっての留意点を、それぞれ記載してください。

※1 自然的な側面の例：気候・気象、地形、地質、植生、景色、周辺環境 等

住宅の名称： 気候風土の家		
(1) 申請住宅を建設する地域の気候風土のうち、自然的環境の特徴をどのように捉えましたか。 建設する地域の気候は、夏期は○○であり、冬期は○○である。日射量は○○、・・・降雨については○○である。 敷地は、夏期と中間期に、○○方向から吹く風が卓越している。周辺環境は○○の状況であり、・・・風や日射、○○の気象要素に対して・・・である。 敷地及び周辺の植生は○○で、・・・の特徴がある。		
(2) (1)の自然的環境との関わりにおいて、採用した要素は何ですか。また、採用にあたってどのような点に留意しましたか。		
気候風土の特徴 (自然的環境)	採用した要素及び採用時の留意点	記載箇所
○○方向からの卓越風	- 大きな窓(掃出し)：卓越風向側に設置。引込み形式で全面開口可能とし、通風性能を高めている。 - 高窓：・・・	立面図 イ-11 イ-13
日射量は○○	- 深い軒庇：南面の上屋、下屋とも深くし、夏期の室内への日射流入を抑制している。 - すだれの利用：・・・	立面図 イ-9 ホ-6
敷地と周辺の植生は○○	地域の植生を活かした緑化(樹木・果樹)：建物と庭の配置に配慮し、自生している敷地内の樹木・果樹を保存し、庭木として活用している。	配置図 ニ-3
採用した要素に№をつけて、設計図書等にその№を明記してください。 (例：イ-1、ロ-1等) ※申告内容が設計図書等で確認できない場合、評価できかねる場合があります。		
記入例に記載されている内容は必ずしも採用されるものではありません。		

(注) 図、表、写真、イラスト等あれば貼り付けてください。
(2)の要素の記入欄及びシート枚数は適宜増やしてください。

例一提6

地域の気候風土への適応の申告書
(その2-2 地域の文化・技術の継承等)

様式4-1で○をつけた要素のうち、申請住宅を建設する地域の文化・技術(※2参照)の継承等に関連して採用したものについてお伺いします。下表の(1)に地域の文化・技術の特徴を、(2)に文化・技術の継承等に関連して採用した要素及び採用にあたっての留意点を、それぞれ記載してください。

※2 文化・技術の継承等の例：産業・就業構造、生産技術、生活作法・行事、歴史的町並み、地域コミュニティ等

住宅の名称： 気候風土の家		
(1) 申請住宅を建設する地域の気候風土のうち、文化・技術の特徴をどのように捉えましたか。		
県内には・・・な木材(〇〇材)の産地があり、〇〇には自然素材(〇〇、〇〇等)の産地があり・・・ また、当地域には、伝統的な技術を受け継いだ大工・建築職人(〇〇、〇〇)が・・・、〇〇な状況である。 こうした地域の・・・、旧来から土壁、しっくい塗、〇〇を用いた建物が・・・であり、現在は・・・となっている。また、地域の住民間の交流は〇〇であり、・・・されてきた。		
(2) (1)の文化・技術の継承等に関連して、採用した要素は何ですか。また、採用にあたってどのような		
点に留意しましたか。 採用した要素にNoをつけて、設計図書等にそのNoを明記してください。 (例：イ-1、ロ-1等) ※申告内容が設計図書等で確認できない場合、評価できかねる場合があります。		
気候風土の特徴 (文化・技術)		所
県内の木材産地(〇〇材)	・ 地域産の木材：品質の優れた地域産の〇〇材を、構造材、造作材に使用している。木材の調達にあたっては・・・	仕様書 ハ-1
近県の自然素材産地(〇〇)	・ 地域産の自然素材の使用：近県産の藁、土、竹を採用した土壁に使用している。採用にあたっては、・・・している。	仕様書 ハ-2
旧来の建物景観(〇〇、〇〇)	・ 板張り壁：外装材に地域に根ざした素材を使用し、地域の伝統的な景観を・・・している。	立面図 ロ-23
地域住民間の〇〇な交流	・ 土間(三和土)：広い土間空間を設け、〇〇な設えとして、地域や近隣の住民とのコミュニティ・・・している。	1階平面図 ロ-37
記入例に記載されている内容は必ずしも採用されるものではありません。		

(注) 図、表、写真、イラスト等あれば貼り付けてください。
(2)の要素の記入欄及びシート枚数は適宜増やしてください。

環境負荷低減対策の申告書 (その1 採用している要素)

下表に掲げる項目のうち、申請住宅において講じている対策について、表の申告欄に●を付けてください。設計図書や資料番号等を記載箇所欄に記載してください。また、掲げている項目以外で、環境負荷低減対策と考えられる項目については、空欄にその内容を記入してください。(行は必要に応じて増やしてください。)

項目リストNoは対策の区分No
ー低減項目Noとなります。
(例:A-1、B-1等)

環境負荷の低減に資する項目リスト

	環境負荷の低減項目	申告	記載箇所
A. 建物や外部環境 による対策	1 可変性のある居住空間(続き間等) *隣接する居間等の空間が3枚引戸で仕切られている等	●	1階平面図
	2 緩衝空間(縁側、サンルーム等) *屋内の他の空間と連続していない等、温熱的な緩衝効果が期待できる空間に限る		
	3 深い軒庇	●	立面図
	4 多層構成の建具 (雨戸、ブラインド、外戸、内戸、断熱戸等組み合わせ等)	●	1階平面図
	5 土塗壁	●	矩計図
	6 土間 *玄関・勝手口などの比較的面積の小さい土間床を除く *土間床、仕上げ材の材料は問わない	●	1階平面図
	7 越屋根		
	8 茅葺き		
	9 木製建具 *地域材など量産型のものではないものに限る *取り付け部の隙間防止を施しているものに限る	●	仕様書
	10 床板張り *無垢材の厚板等		
	11 欄間 *十分な通気性を有するものに限る	●	1階平面図
	12 複数の窓の位置による通風に配慮した設計 (地窓、高窓、ハイサイドライトの組み合わせ 等)	●	立面図
	13 畳(稻わら畳床)	●	1階平面図
	14 屋上緑化及びそれに類するもの		
	15 敷地等建物周囲の環境配慮 (敷地の緑化、池・中庭・生垣・グリーンカーテン、フジ・ブドウ棚・花ブロック 等)		
B. 暮らし方による 省エネ化	1 季節に応じた生活習慣(建具の入れ替え等) *すだれ・よしずの利用	●	1階平面図
	2 窓・雨戸の開け閉めの励行		
C. 地域の環境負荷 低減	1 地域産の材料の使用(木材、自然素材、建材 等)	●	仕様書
	2 地域の建築職人、大工の登用	●	資料No.1
	3 ペレットストーブ、薪ストーブ		
	4 雨水利用(雨水システム、雨水タンク 等)		
	5 古材・リサイクル材の利用(自然素材のリサイクル利用) *木材、土などの再利用		
D. 上記以外の項目	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		

申請する住宅において、該当する項目に「●」を記載してください。

設計図書等を記載してください。

(注1) 該当する項目の掛かり増し費用相当額については、採択通知発出後、交付申請時に申告していただきます。

環境負荷低減対策の申告書
(その2 対策の内容と環境負荷低減の効果)

例一提8

様式5-1で●をつけた「様式5-1」で●をつけた該当項目について具体的に記載してください。低減の効果を、それぞれ記載してください。

採用した項目にNoをつけて、設計図書等にそのNoを明記してください。
(例:A-1、B-1等)
※申告内容が設計図書等で確認できない場合、評価できかねる場合があります。

住宅の名称	環境負荷の低減項目	対策の内容	記載箇所
木製建具	・県材の・・・で建具職人により製作される。	防寒じゃくり等の隙間防止措置を施している。	仕様書 A-9
複数の窓の位置による通風に配慮した設計	・高窓や○○○・・・を設置する。	窓設置位置の高低差を利用した通風促進効果が期待できる設計がなされている。	立面図 A-12
地域産の材料の使用	・構造材：○○町 ・土壁の土：○○町 ・土壁の小舞竹：○○町 ・障子紙：○○町	○○○材を利用することで・・・○○○化を図る。	仕様書 C-1

様式3の「設備計画の考え方・概要」の記入方法

暖房計画：考え方__主要居室はエアコンによる間歇暖房。厳寒期、居間はストーブで補助暖房
概要__居間：エアコン・ストーブ、主寝室：エアコン、その他居室：なし

- ①申告の内容と記入例は異なります。
②記入例に記載されている内容は必ずしも採用されるものではありません。

(注) 図、表、写真、イラスト等あれば貼り付けてください。
適宜シートを増やして作成してください。

「様式2」にて提案者以外が書類等を作成し、申請を代行する場合、提出してください。

委任状

申請代理人（事務代行者）

書類等を作成し、申請を代行する者について記載をしてください。（「様式2の2及び3」と整合すること）

会社名称 株式会社 □□住宅
 代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○
 住 所 〒000-0000
 ○○○県○○○市XXXXXXX-XXXX
 担当者氏名 △△ ▽▽
 電話番号 111-222-3333
 E m a i l kyosei@xxx.or.jp

私は上記の者を代理人と定め、令和5年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型）の提案申請の事務手続きに関する一切の権限を委任します。

住宅の名称 気候風土の家

様式1を記載すると、自動入力されます。

提案者が申請代理人に申請の代行を委任をした日を記載してください。

令和 年 月 日

委任者
 （建築主）
 氏名 又は 名称 共生 太郎

住所 東京都新宿区神楽坂2-××-××

E m a i l kyosei@xxx.or.jp

申請を委任する者（建築主）の「氏名又は名称及び住所、E-mail」は、様式1を記載すると、自動入力されます。

（注）記載頂いた電子メールアドレスは、申請手続き等で使用させていただきます。

外皮に関する断熱性能一覧

地域区分 6 地域

断熱材	部位	断熱材の名称等	熱伝導率 (λ)	厚さ (mm)	備考
	屋根 1	ウッドファイバー	0.038	90	
	屋根 2	ウッドファイバー	0.038	100	
	天井 1				
	天井 2				
	壁 1	フォレストボード	0.440	50	
	壁 2				
	外壁以外の壁 1				
	GL+400[mm]超の基礎壁 1				
床 (石場建て)	外気に接する部分	石場建て ウッドファイバー	0.380	50	
	畳床	ウッドファイバー	0.380	50	
	浴室	ウッドファイバー	0.380	20	
	その他の部分				
	土間床等				
土間	外気側				
	床下側				
基礎	外気に接する部分				
	その他の部分				

申請する住宅について、外皮計算書で使用了断熱材
(複数種類の場合は全て)について記載し、性能値や名称等が確認
できる「カタログの写し」や「技術資料等」を提出してください。

開口部	部位	木建具等：枠・ガラスの仕様等 既製品等：商品名・シリーズ等	熱貫流率 ($W/m^2 \cdot K$)	日射熱取 得率(η)	備考
	玄関ドア	木製_単板	6.51		
	勝手口 1、2	木製_ガラスなし	4.65		
	WW1～WW3、WW5	木製_単板	6.51	0.63	
	WW4、WW6	木製_複層 (A10以上)	2.91	0.57	
	AW1、AW2	金属製_複層 (A10以上)	4.07	0.63	
	AW3	金属製_単板 (2枚組_A12以上)	4.07	0.63	

申請する住宅について、外皮計算書で使用了開口部
(複数種類の場合は全て)について記載し、仕様等、性能値や商品名
等が確認できる「カタログの写し」や「技術資料等」を提出してください。

令和5年度サステナブル建築物等先導事業（気候風土適応型） 提案申請書の作成要領及びチェックリスト

- 1 提案申請書は申請代行者にて作成してください。
- 2 記入例を参照の上、データで書類をお送りください。
（評価の質疑等がある場合、控えがあることを前提としてやり取りを行います。）
＜ データ提出の注意点 ＞
・ 1 部は提案者の控えとして保管してください。
- 3 添付する図面や資料には、**事業の要件**（気候風土への適応、環境負荷低減対策等）やエネルギー消費削減量の算定根拠となる部分（数値、算定式、性能、型番など）にマーカーを入れるなど、わかりやすい表示としてください。
- 4 要求されていない書類は提出しないでください。

■提出書類一覧表 （①～⑭を綴じて、正本1部を提出してください）

区分	提出書類		記入例	様式/縮尺等	チェック欄
1 応募書類	①	提案申請書	例一提1	様式1	☐
	②	提案概要 ※1	例一提2	様式2	☐
	③	住宅概要	例一提3	様式3	☐
	④	地域の気候風土への適応の申告書 （その1 採用している要素）	例一提4	様式4-1	☐
	⑤	地域の気候風土への適応の申告書 （その2-1 気候風土（自然）の特徴・要素との関係）	例一提5	参考様式4-2-1	☐
	⑥	地域の気候風土への適応の申告書 （その2-2 気候風土（文化・技術の継承等）の特徴・要素との関係）	例一提6	参考様式4-2-2	☐
	⑦	環境負荷低減対策の申告書 （その1 採用している要素）	例一提7	様式5-1	☐
	⑧	環境負荷低減対策の申告書 （その2 対策の内容と環境負荷低減の効果）	例一提8	参考様式5-2	☐
	⑨	委任状	例一提9	任意様式	☐
	⑩	見積明細書等（建築工事費全体が確認できるもの）		任意様式	☐
2 応募図書	↓⑪～⑱に関しては提案申請書「参考様式4-2-1、参考様式4-2-2、参考様式5-2」の要素・項目を明記してください。 ※2 申告した提案内容は必ず明記してください。提案申請書に申告していたとしても、 <u>設計図書、資料等で確認できない提案内容は評価出来兼ねることがございます。</u>				
	⑪	案内図	最寄駅及び目標となる建物を明示		任意縮尺 ☐
	⑫	配置図	縮尺、方位、敷地の境界及び道路の位置		任意縮尺 ☐
	⑬	仕上表			任意縮尺 ☐
	⑭	面積表			任意縮尺 ☐
	⑮	各階平面図	縮尺、方位、寸法、室名、レベル		1/50程度 ☐
	⑯	立面図	縮尺、寸法 4面記載		1/100程度 ☐
	⑰	断面図			任意縮尺 ☐
	⑱	矩計図	断熱部、開口部の仕様等（種類・厚さ）を明示		任意縮尺 ☐
	⑲	「気候風土への適応の申告書」、「環境負荷低減対策の申告書」関連図書等 （「参考様式4-2-1、参考様式4-2-2、参考様式5-2」を補足する資料等を提出してください）			任意縮尺 ☐

- ※1 提案するプロジェクトのアピールポイントをパースや断面図等でわかりやすい内容として提出してください。
なお、提出いただくパースや断面図等の資料は、採択後に、プレス発表等で使用することがありますので、使用を承諾いただける内容としてください。
- ※2 申請書「参考様式4-2-1、参考様式4-2-2、参考様式5-2」で採用した要素・項目に番号をつけて、設計図書等にその番号をそれぞれ明記してください。また、該当部分はマーキング等でわかりやすく表記してください。
- ※3 応募図書として⑪～⑱以外に、⑳一次エネルギー消費量結果及び㉑外皮計算書に関わる算定根拠の図書を提出していただきます。兼ねられる場合はわかりやすく表示して提出してください。

区分	提出書類		記入例	様式/縮尺等	チェック欄
3 関連資料 (性能値の根拠資料)	⑳	建築物エネルギー性能基準（行政庁認定住宅用） 一次エネルギー消費量計算結果(住宅) 「エネルギー消費性能計算プログラム(気候風土適応住宅版)」を使用してください		PDF出力結果	☐
	↓ 一次エネルギー消費量計算結果の算定根拠となる添付資料 ※3				
		配置図		任意縮尺	☐
		平面図 等	「主たる居室」「その他の居室」「非居室」がわかるように色分けをし、それぞれの床面積、及び算定根拠を記載する。	任意様式	☐
		平面図	縮尺、方位、寸法、求積、室名、開口部サイズ等を明示 空調設備・換気設備・給湯設備に関する設置位置を明示 ※4 通風有りの場合は通風計算及び通風経路を併記	1/50程度	☐
		立面図	縮尺、寸法 4面記載	1/100程度	☐
		照明	プラン図、カタログの写し等を添付	任意縮尺	☐
	㉑	外皮に関する断熱性能一覧	例一提10	別紙1	☐
	㉒	外皮性能計算書 一式 ※5		各種プログラム	☐
	↓ 外皮計算書等の算定根拠となる添付資料 ※3				
		立面図等	熱的境界部位がわかるように色付けし、外皮性能の計算に使用した外皮面積を記載する。	任意様式	☐
		平面図、屋根伏図等	天井・屋根、床等に使用した断熱材範囲を明示	任意様式	☐
	㉓	外皮に関する性能一覧に伴うカタログ等の写し ・断熱材 ・開口部 アルミサッシ：シリーズ、性能値 木製(造作)：建具表、性能値		任意様式	☐
	㉔	「一次エネルギー消費量計算結果」の設備性能（メーカー名・製品名・型番・性能値）を確認できる仕様書又はカタログ等の写し ・暖冷房機器、換気設備、給湯設備 等		任意様式	☐

※4 通風計算及び通風経路は該当する場合、明示してください。

※5 「外皮計算書」は、計算書を入力するために作成した資料等全てを提出してください。

- ・平成28年基準対応の外皮性能計算シート
- ・部位の熱貫流率(U値)計算シート
- ・各部位の仕様は「仕上表」及び「矩計図」等に図示し、算定内容と整合させてください。
- ・土間床等の線熱貫流率(Ψ値)計算シート
- ・外壁面積、妻壁等：立面図等に断熱施工範囲(熱的境界部)、寸法等を図示し、外壁面積の算定根拠を記載してください。
- ・天井/屋根、床等：平面図等に各断熱施工範囲、寸法等を図示し、算定根拠を記載してください。